

令和5年総務第190号

令和5年12月15日

都道府県土地改良事業団体連合会会長 殿

全国土地改良事業団体連合会

会長 二 階 俊 博

(公 印 省 略)

2025年農林業センサスの調査準備に関する協力依頼について

謹啓 ますますご清祥のことと存じ上げます。

さて、農林水産省が2025年2月に予定しております「2025年農林業センサス調査」の実施に当たり、当会会長宛てに、別添のとおり農林水産省大臣官房統計部長から調査準備に関する協力依頼がありました。

依頼事項の内容は、

1. 農林業経営体調査の名簿作成に当たっての情報提供
2. 統計調査員の確保
3. 地域に精通した者の紹介

が、主な協力依頼の内容となっております（詳細は別添参照）。

つきましては、貴会会員土地改良区及び土地改良区連合に対し、調査準備に関する依頼事項についてご周知方お願いするとともに、都道府県、市町村等より協力依頼があった際には、調査準備の趣旨をご理解の上ご協力頂きますよう、併せてお知らせ願います。

敬白

5 統計第 725 号  
令和 5 年 12 月 11 日

全国土地改良事業団体連合会会長 殿

農林水産省大臣官房統計部長

2025 年農林業センサスの調査準備に関する協力依頼について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

農林水産省が実施しております各種農林水産統計調査につきましては、日頃から格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、農林水産省では、我が国の農林業・農山村の実態を把握するため、令和 7 年 2 月 1 日現在で「2025 年農林業センサス」を実施することとしており、現在、当省、都道府県及び市区町村が連携し、必要な調査準備を行っているところです。

的確な調査の実施のためには、調査対象の確実な把握、農林業に関する知識のある調査員の確保などの事前の調査準備を十分に整えることが重要です。

つきましては、全国で地域の農林業・農山村の実態に精通されている貴会の御協力を賜りたく存じます。

具体的には、別添に記載した事項についての情報の提供等になりますが、都道府県、市区町村の担当者が、これらの調査準備に当たって、それぞれの地域で御協力の要請をさせていただくことがあります。

貴職におかれましては、本調査の重要性に鑑み、特段の御配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、貴職より貴管下組織に同様の御協力をいただけますよう通知方よろしくお願い申し上げます。

別添

2025年農林業センサスの調査準備に関し貴会にお願いしたい事項

農林業センサスは、産業としての農林業の活動主体を把握する「農林業経営体調査」とそれらが活動する農山村地域の実態を把握する「農山村地域調査」により、農林業・農山村の実態を明らかにするため、5年に1度実施する国の大規模な基幹統計調査です。

調査結果は、「食料・農業・農村基本計画」及び「森林・林業基本計画」の策定、同計画に基づく施策の企画・推進・評価、農林業に関する各種統計調査を効率的に実施するための母集団情報として活用されるだけでなく、地方交付税交付金、農業委員会の事務経費に係る交付金、協同農業普及事業交付金等の各種交付金の算定、税制改正の検討など、活用範囲は多岐にわたっています。

特に、農林業センサスは、農林業を総覧する唯一の全数調査であることから、農業集落別までの小地域の結果提供が可能であり、国のみならず都道府県・市区町村等におけるきめ細やかな行政施策の展開の場など、様々な段階で活用されているところです。

このため、調査の対象や事項を的確に把握する必要があり、そのためには事前の調査準備を十分に整える必要があります。つきましては、調査の準備段階において、具体的に次のような協力を賜りたくよろしく申し上げます。

また、調査への協力依頼や広報活動等の調査の実施に向けた協力につきましても、令和6年10月頃を目途に別途要請させていただく予定ですので、その際にも、引き続き御協力・御配慮を賜りますようよろしくお願いいたします。

#### 1 農林業経営体調査の調査対象となる候補に関する名簿の作成に向けて

農林業経営体調査は、一定規模以上の農林業を行う世帯や会社等の組織（農林業経営体）の全てを対象に、農林業に関する事項を網羅的に調査します。

そのため、調査の準備として、農林業経営体に該当し得る候補をリストアップした名簿を作成しています。

名簿の作成については、当省において保有する行政記録情報等を活用して更新を行い、その後、都道府県及び市区町村において、その名簿に新たに追加すべき候補の確認等を令和6年4月～6月の間に実施しますので、都道府県及び市区町村から要請があった場合は、漏れのない名簿の作成に向け新たに追加すべき候補に関する情報等の提供を、可能な範囲で御協力いただきますようお願いいたします。

## 2 統計調査員の確保に向けて

農林業経営体調査は、都道府県知事が任命した『統計調査員』が担っており、実態をありのままに反映した結果を得るためには、農林業やその地域に精通した統計調査員を確保することが重要となります。

市区町村では、令和6年8月～9月頃を中心に調査実施までの間、統計調査員の確保を行うこととなりますが、慢性的に不足している状況にありますので、都道府県及び市区町村から要請があった場合は、職員等の皆様に、可能な形で統計調査員として携わっていただくとともに、適任者を御紹介いただきますようお願いいたします。